

## 栃木県入札適正化委員会（第1回）の概要について

- 1 開催日 平成24年6月15日(金) 午後2時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 永井 護 宇都宮大学工学部教授  
委員 大川 容子 弁護士  
委員 斉藤 弘江 建築士  
委員 阪口 勉 弁護士  
委員 宮澤 伸吾 足利工業大学工学部教授  
(委員会 5名・出席委員数 5名)
- 4 審議対象期間 平成23年10月1日から平成24年3月31日まで
- 5 対象案件 総数 1,489件  
抽出案件 5件 (内訳) 一般競争入札 2件  
指名競争入札 2件  
随意契約 1件

### 6 議事等の概要

#### (1) 報告事項

1. 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について  
事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告した。また、再苦情処理については、今回は該当しない旨報告した。
2. 抽出事案の選定理由について  
阪口委員から抽出事案を選定した際の理由について報告があった。

#### (2) 審議事項

1. 「橋梁下部工事 宇都宮船生高德線その1(快適道交)」について  
・工事箇所 塩谷郡塩谷町観音橋  
・県土整備部矢板土木事務所発注
2. 「足利女子高校体育館兼講堂ほか耐震改修工事」について  
・工事箇所 足利市有楽町836  
・県土整備部栃木土木事務所発注
3. 「平成23年度現年発生県単治山災害復旧事業 法枠工外工事」について  
・工事箇所 那須烏山市興野字平軍里 興野  
・環境森林部県北環境森林事務所発注
4. 「平23県営経営体基盤針ヶ谷第1工区圃整工事」について  
・工事箇所 宇都宮市針ヶ谷地内  
・農政部河内農業振興事務所発注
5. 「栃木県行政情報ネットワークLAN機器更改工事」について  
・工事箇所 宇都宮市竹林町1030-2 河内庁舎外  
・経営管理部情報システム課発注

#### (3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められた。

主な質疑については次のとおり。

#### 【審議案件1について】

- Q 落札者以外の応札価格が高いようですが、何か理由は考えられますか。
- A 参加条件での地域条件は塩谷南那須地域だが、工事箇所は塩谷町です。参加業者の中で塩谷町業者は2社であり、地理的に近い業者が低価格で入札したと思われれます。
- Q 現在の橋は途中から新しい橋のようだが、今回の橋が完成した後は廃止する予定ですか。また

新しい橋が建設されたのはいつ頃ですか。

A 建設は昭和36年で、完成後は全て撤去する予定です。

Q もう寿命ですか。

A 幅員が狭く、大型車はすれ違えない状況です。また線形も悪い為、今回新設する事となりました。新橋は片側に歩道を設け、車道の幅員は7mとなる予定です。

Q 価格以外の評価点において「施工実績等」で0点だとしても落札者となる可能性があるが、技術力の担保・確認はどうされているのですか。

A 参加条件において、一定規模の施工実績は確認しています。また、価格以外の評価点における「施工実績」では高さ8m以上の下部工事としていますが、8mに満たない下部工事はSA、A級の業者ならほぼ施工実績はあると思われるので、0点だとしても下部工事の実績が全くない業者とはなりません。

Q 上部工事の場合も同じ考え方ですか。

A 上部工事の場合は、専門業者しか施工できないので、参加条件の中で上部工事の施工実績を確認しています。

#### 【審議案件2について】

Q 分離発注を8件しているが、参加可能業者数はどのくらいあるのですか。

A 参加条件に合致する業者は35者あります。

Q 何社が今回の8件に参加したのですか。

A 延べ27者です。

Q 8件全てに参加できるのですか。

A そのとおりです。一番参加業者数が多かった案件は16者参加でした。

Q 分離発注の順番はどのようにして決めるのですか。

A 予定価格の高い順番です。

Q 参加条件に、本工事に係る設計業者と関連がある建設業者でないこととありますが、なぜですか。

A 昭和31年に建設省事務次官から設計業者は施工してはいけないという内容の通知が出ています。特定業者にしか施工ができないような設計をしないようにという意図があり、設計と施工の分離に基づいています。

Q 今回まとめた発注となっているがなぜですか。

A 学校の耐震関係は学校行事の関係などで発注時期がまとまってしまう傾向にありますが、通常は工事量やスケジュールを勘案して発注時期を決めています。今回のケースはスケジュール的にこの時期にしか発注できない案件だったので8件まとめた発注となりました。

#### 【審議案件3について】

Q 入札価格が予定価格に極めて近いようですが何か理由は考えられますか。

A 予定価格は事前公表なので、業者の積算の結果がこのようになったという事です。

Q 県と市の施工部分が隣接しているが、市の施工部分の落札業者はどこですか。また、どちらが先に入札を行ったのですか。

A 県が先に実施しました。後日、市において指名競争入札を実施したところ同じ業者が落札しました。

Q 道路管理者と治山部分の工事の区分はどのようになっているのですか。

A 市は道路と道路隣接の斜面を所管していたので、県と市で施工範囲を決めて、それぞれ工事を行いました。

#### 【審議案件4について】

Q 予定価格及び最低制限価格と同額で入札している業者がいるが何か理由は考えられますか。

A 積算の結果であると思われます。

Q 最低制限価格は類推できるのですか。

A 予定価格は事前公表されています。資材単価や歩掛り等、また、これまでの同種工事の工事費内訳書等も公表されているため、ある程度類推できると思われます。

#### 【審議案件5について】

Q 本庁舎、出先機関等全ての箇所を一度に更改したのですか。

A 更改が必要な分についてのみ行いました。

Q 情報関連工事は競争が難しいが、全体のシステムを変更する時には業者を変更する可能性はあるのですか。

A 全てを変更するタイミングがあれば、プロポーザル等で入札を実施する事となると思われるため業者が変わる可能性はあります。

Q 現システムはどのくらい使っているのですか。

A 平成19年からです。

Q 技術が日々進歩しているので5、6年で変更する必要があるのですか。

A 機器は5、6年で更新等が必要だが、ネットワークシステムは別に考えております。

Q セキュリティのチェックはどのように行われているのですか。

A 中枢的な情報は限られた者しか知りえないようになっています。通常の保守等では見られません。

Q 予定価格の設定はどのようにされたのですか。

A 工賃、現場の部材、施工のボリューム、過去の実績、積算単価関係の参考図書等をもとに決めています。